■質問及び回答（２回目）

| № | 頁 | 項目 | 質問 | 回答 |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| ９ | 要項P16 | 第2　事業条件７．土地及び流水面の使用料等（２） | （２）~ただし、広場及びイベント施設その他の河川敷地そのものを都市及び地域の再生のために利用する施設として河川敷地を占用する区域のうち、通路、階段、緑地帯等の公共空間として、不特定多数の者 がいつでも利用することとなる区域に該当する場合は、協議により使用料の対象としない場合があります。上記について、使用料の対象としないと判断された区域（公共空間）においてイベント等を開催する場合、「その使用について優先順位等は事業予定者が決定できる」との理解で良いでしょうか。 | 　事業予定者は、使用料の対象にするか否かにかかわらず、事業区域のうち陸地部分の全域について、府と使用契約を結ぶことになりますので、使用契約の区域で行うイベント等を実施する場合は、事業予定者が決定することができます。　ただし、イベント内容によっては、別途、使用料の対象とする場合があります。 |
| 16 | なし | 全体を通じて | 大阪府側の一方的な事由による事業の中止・延期については、それまでに係った費用等は大阪府側で御負担頂けるのでしょうか。協議となるのでしょうか。 | 　募集要項別紙２「安治川左岸中之島ＧＡＴＥターミナル整備・管理運営事業基本協定書」（以下「基本協定書」という。）の（別紙２）「甲乙のリスク分担表」に沿って甲乙が負担します。 |
| 17 | なし | 全体を通じて | 当該事業公募に際して、現在発信されている資料以外は無いものと理解してよろしいでしょうか。 | 　応募に当たっては、現在発信されている資料のほか、今後、質問の回答で公表される資料などを基に検討してください。 |
| 21 | 要項P９ | 第1　事業の概要　４．事業区域の概要 | （１）係留施設等、とありますが、具体的に想定されているものがあればご教示願います。  | 　具体的な内容は民間事業者から提案いただくものと考えておりますが、Ｐ６『第１事業概要　２．基本的な方針（事業コンセプト）　（４）その他事業の趣旨・目的にあった機能』に「大阪の都心部に一番近いプレジャーボート等の係留施設」を例示しています。 |
| 28 | 要項P10 | 第1　事業の概要　４．事業区域の概要 | （５）敷地内のインフラ引込は全体敷地（提内地＋入堀）で１敷地１引込が原則と考えて良いでしょうか。親メーターや引込口の系統分けが必要な範囲があればご指示ください。 | 　事業実施に必要なインフラについては、事業予定者の責任と負担で供給事業者等と協議の上、工事を実施していただくことになります。 |
| 30 | 要項P11 | 第2　事業条件２．土地及び水面の利用に関する条件 | （１）既に他者が水面を占用している場合、とありますが、水路占用内容及び範囲をご教示願います。不明な場合の協議先・確認先をご教示願います。 | 　募集要項別紙１図１に示す河川幅員1/4以内の範囲の流水面のうち、現在、占用許可をしている区域は、回答２別紙に示す端建蔵橋の架替工事で、その許可期間は令和７年３月31日までとなっています。　また、今後は、府が整備する船着場について、府が占用許可を受ける予定です。上記以外では、本事業の事業予定者が水面を占用する以外に占用許可の予定はありません。　　　　　　　　　（回答２再掲） |
| 34 | 要項P11 | 第2　事業条件２．土地及び水面の利用に関する条件 | （５）「防潮堤及び耐震護岸等の河川施設は、移設、撤去、加工等、いかなる変更もできません」という記載がありますが、塗装等の見た目上の加工は可能でしょうか。 | 募集要項に記載のとおり、防潮堤及び耐震護岸等の河川施設については、いかなる変更もできませんが、河川施設の機能が維持され、かつ、維持管理（点検、補修等）が可能な範囲であれば、具体的な方法について河川管理者との協議により対応することは可能です。（回答３再掲） |
| 42 | 要項P12 | 第2　事業条件２．土地及び水面の利用に関する条件 | （１１）隣接国有地に関する整備のスケジュールの詳細をご教授ください。また、隣接国有地に関する利用方針を開示いただきたいです。 | 　募集要項P12 第２ ２.（11）記載のとおり、国有地の利用方針の策定及び入札に係るスケジュールは現在未定です。 |
| 43 | 要項P12 | 第2　事業条件２．土地及び水面の利用に関する条件 | （１１）隣接する国有地内については、本事業計画上、当該敷地側にて対応しなければならない条件等あれば、具体的にご教示願います。 | 募集要項に記載している内容以外に本事業を実施するにあたって、国有地に対応する条件等はありません。 |
| 48 | 要項P14 | 第2　事業条件４．その他の施設の整備等に関する条件 | （１）施設整備の工程に影響するため、船着場の整備に関する詳細スケジュールの予定をご教授ください。 | 　船着場の整備スケジュールで決まっているのは、以下のとおりです。・令和４年度～令和５年度：船着場設計業務（～R5.11.30）・令和５年度～令和６年度：船着場整備工事・令和７年度春：船着場開業（万博開幕まで） |
| 50 | 要項P15 | 第2　事業条件５．施設等の管理に関する条件 | （１）施設、広場及び駐車場の施設運営時間の制限等はありますか。基準等があればご教示ください。 | 　運営時間等については、事業予定者決定後、中之島ゲート川口周辺エリア水辺活性化協議会（以下「協議会」という。）を通じて近隣住民との調整が必要となります。船着場等の使用時間については、午前８時から午後10時まで（公設船着場に係る維持管理協定書第５条）としていますので、これを踏まえて協議会との調整を行うこととなります。 |
| 53 | 要項P15 | 第2　事業条件５．施設等の管理に関する条件 | 管理運営に関する人員の配置については、特に指定はございますか。事業者側からの提案と考えて宜しいでしょうか。 | 　施設等の規模や用途等に応じ、適切な管理運営ができるような人員の配置を事業予定者から提案してください。 |
| 54 | 要項P15 | 第2　事業条件５．施設等の管理に関する条件 | 府が整備する『船着場」の修繕・補修については、事業者側の負担になるのでしょうか。天災地変・事故等の影響により『船着場』が利用できなくなった場合の対応等は定まっているでしょうか。 | 　船着場の修繕・補修については、経年劣化による改修を除き、事業者負担となります。　また、自然災害等不可抗力による業務の中止等については、基本協定書第16条、「公設船着場に係る維持管理協定書」（以下「維持管理協定書」という。）（回答６別紙）を参照してください。 |
| 55 | 要項P15 | 第2　事業条件５．施設等の管理に関する条件 | 事業区域の土地は、今後「臨港地区」「広域避難場所」等に該当する可能性はあるのでしょうか。 | 　現時点で「臨港地区」や「広域避難場所」に指定する予定はありません。 |
| 57 | 要項P16 | 第2　事業条件７．土地及び流水面の使用料等  | （２）府が整備予定の『船着場』は、使用料の表の「橋りょう、桟橋、上屋その他これらに類するものを設置するもの」に該当するのではないかと思います。使用料は発生するのでしょうか。 | 　船着場は、維持管理協定に基づき府に代わって事業者が管理していただくことから、府が事業者から使用料を徴収することはありません。 |
| 58 | 要項P16 | 第2　事業条件７．土地及び流水面の使用料等 | （２）有料駐車場の設置は可能でしょうか。また、その際の使用料は車庫の面積にかかるのでしょうか。もしくは、通路も含めて、駐車場を利用している敷地全体にかかるのでしょうか。 | 　有料駐車場の設置は可能ですが、その場合の使用料は、通路も含めた全体にかかります。 |
| 59 | 要項P16 | 第2　事業条件７．土地及び流水面の使用料等 | （２）飲食店などの建築物を建てた場合の使用料については「延床面積」に係るのか「建築面積」に係るのか、定まっているでしょうか。 | 　P16記載のとおり、使用料は、占用又は使用の区分ごとの土地の使用面積を乗じて算定します。 |
| 61 | 要項P16 | 第2　事業条件７．土地及び流水面の使用料等 | （２）地下電線について単価の記載がありませんが、使用料は発生しないと考えて良いでしょうか。また地下電線について使用料が発生する場合、同一ルートに敷設した場合は１系統にまとめて使用料換算でも良いでしょうか。 | 　「地下電線その他地下に設ける線類を設置するもの」については、１メートル１年あたり10円の使用料が発生します。なお、P16の表の右列「金額」欄は空欄となっておりますが、正しくは「一〇」（円）となりますので、訂正させていただきます。 |
| 63 | 要項P16 | 第2　事業条件７．土地及び流水面の使用料等 | （２）『公共空間として使用する区域に該当する場合は協議により使用料の対象としない場合があります』とあるが、それらの協議は優先交渉権者選定後に行われるのでしょうか。 | 　優先交渉権者を決定し、具体的な事業計画を策定する段階で協議により決定します。 |
| 66 | 要項P17 | 第2　事業条件８．使用契約の満了日及び事業報告  | （３）府審議会での継続不可となった場合の「使用契約解除」に伴い、大阪府からの損害を事業者に賠償請求するという記載がありますが、どういった損害を想定されているのでしょうか。 | 　具体的な損害を想定している訳ではありませんが、府が損害を被った時には賠償を請求することがあります。 |
| 67 | 要項P21 | 第3　応募条件・応募方法 ３．スケジュール | 合意形成を図る目的のため、協定書締結前での関係機関協議、地元協議会や府審議会への事前説明は可能なのでしょうか。 | 協定書締結前の関係機関協議の可否については、その時点で府が関係機関に確認しますので、現時点で回答できません。 |
| 68 | 要項P32 | 第5契約等に関する事項１．基本協定書の締結 | 基本協定書締結前での甲乙間での合意が得られなかった場合、辞退に伴うペナルティ（違約金）等は発生するのでしょうか。 | 　基本協定書締結前のペナルティは想定しておりません。 |
| 69 | 別紙1 | 区域図  | 都市・地域再生等利用区域への指定を要望するエリアの確定時期をご教示願います。 | 　P21スケジュールの府審議会から「都市・地域再生等利用区域の指定」の答申を受けた後に、河川管理者が指定を行います。 |
| 75 | P18 | 第３　応募条件・応募方法１．応募者の構成等 | （２）連合体にする場合いつまでに報告しないといけないか（期限） | 　連合体により応募する場合は、P23に記載のとおり、受付期間及び受付時間内に募集要項様式５「連合体協定書」を提出してください。 |
| 79 | 要項P15 | ５．施設等の管理運営に関する条件（4）公共船着場使用のしおり | （４）～事業予定者は、舟運事業者等から管理運営協力金を徴収し、船着場等の維持管理に充当することができます。なお、管理運営協力金の金額については、公共船着場使用のしおり（別紙６）に定める 金額を上限とします。役割と徴収についてご教示ください。1. 予約受付は、大阪水上安全協会様でしょうか、運営事業者でしょうか。（事業者と理解しています）
2. 管理運営協力金の徴収は、大阪水上安全協会様でしょうか、運営事業者でしょうか。（事業者と理解しています）

前者の場合、協力金の全額が運営事業者にそのまま支払われるとの理解で良いでしょうか。 | 　募集要項別紙６「公共船着場使用のしおり」は、現在ある公共船着場の運営内容をお示しするために添付資料として公表しています。しおりでは、大阪市経済戦略局が占用者となり、ＮＰＯ法人水上安全協会が運営を行っていますが、本事業では、大阪市経済戦略局の代わりに大阪府が占用者となり、水上安全協会の代わりに事業予定者が維持管理協定に基づき管理運営を行っていただきます。従って、以下のとおりとなります。①事業予定者が予約受付業務を行います。②事業予定者が管理運営協力金を徴収します。（全額事業予定者の収入となります。） |
| 80 | 回答6別紙 | 公設船着場に係る維持管理協定書（案）14条：維持補修 | 補修の対象は、資本的支出に相当するものは含まず、収益的支出に相当するもの（通常の維持管理、損益計算書に全額計上される水準の軽微なもの）という理解でよろしいでしょうか。 | 　船着場の修繕・補修については、資本的支出に相当するもののうち経年劣化による改修を除き、事業者負担となります。 |